

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3031号から第3038号まで)

令和5年12月7日

横情審答申第3031号から第3038号まで

令和5年12月7日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年1月6日旭高第1964号、旭高第1965号及び旭高第1983号から旭高第1986号まで、令和3年2月1日旭高第2167号並びに令和3年4月14日旭高第50号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和2年1月20日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者に送付された文書を「起案し、文書を経向し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写しの開示。」」ほかの非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表の「審査請求文書」欄記載の行政文書の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表の「審査請求文書」欄記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の各開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第9条に該当するためその存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

存否応答拒否の適用に当たっては、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該行政文書の存在又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び、②①で公になる事実、非開示理由に該当する事実が含まれていること、の二つの要件を備えていることが必要であると解されている。

(1) 上記①の要件の該当性

本件開示請求は、特定の個人を名指しし、旭区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「高齢・障害支援課」という。）が特定の個人に文書を送付したことを前提に、当該送付文書に係る起案文書一式の開示を求めるものである。そのため、本件開示請求に対して開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行えば当該送付文書が存在すること、すなわち高齢・障害支援課が特定の個人に文書を送付した事実を答えることになり、また不存在による非開示決定を行えば、当該送付文書が存在しないこと、すなわち高齢・障害支援課が特定の

個人に文書を送付しなかったという事実を答えることになる。つまり、名指しされた特定の者に関する送付文書の有無が公になることから、上記①の要件に該当する。

(2) 上記②の要件の該当性

高齢・障害支援課が特定の個人に文書を送付した事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから旧条例第7条第2項第2号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、上記②の要件に該当する。

(3) 以上のことから、本件開示請求は、旧条例第9条に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件各処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 実施機関が「別紙のとおり」と請求文書を開示請求に係る行政文書欄に記載し行った非開示決定の処分は、審査請求人が指摘した理由のとおり不当処分である。本件審査請求人が特定した上で請求した文書を適切に全部開示されるよう求める。

(2) 実施機関は「審査会への諮問等」の条例で規定されている「横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ1か月以内に行う。」のとおり諮問されていない不作為がある。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 行政文書の作成に係る事務について

横浜市では、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）により、行政文書を管理している。同規則第6条では、事案についての最終的な意思の決定は、行政文書によって行うものとされており、通知、照会、回答等をするためには行政文書による決裁を要することとされている。また、横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第12条では、決裁を要する事案は起案文書を作成しなければならないとされている。

(3) 存否応答拒否について

ア 旧条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在して

いるか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該行政文書の存在又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び、②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること、の二つの要件を備えていることが必要であると解される。

このように、存否応答拒否は、開示請求に対して当該行政文書の存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものである。

(4) 本件各処分の妥当性について

ア 本件各処分は、実施機関が、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものなので、本件各処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

ただし、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

ウ 存否応答拒否の要件①該当性

各開示請求書の記載からすれば、審査請求人は、請求者という特定の者を名指しして、A旭区福祉保健センター高齢・障害支援課長（以下「A課長」という。）から請求者に送付された文書、請求者の開示請求に対する決定通知書及び請求者

がA課長へ手交した文書を起案し、経伺し、決裁の過程が分かる文書及び決裁印が押印された文書を開示請求していると解される。

そのため、開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合、特定個人である請求者に対して文書を送付した事実、請求者の開示請求に対する決定がなされた事実及び請求者がA課長へ文書を手交した事実の有無が公になる。

エ 存否応答拒否の要件②該当性

これらの事実は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

別表

請求 No.	答申 番号	審査請求文書	開示請求日	決定内容	審査請求日	請求人の主な請求趣旨
			決定通知日	適用条項等	諮問日	実施機関の主な説明要旨
1	3031	令和2年1月20日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者に送付された文書を「起案し、文書を経伺し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写し」	令和2年 11月6日	非開示	令和2年 11月30日	(1)実施機関が「別紙のとおり」と請求文書を開示請求に係る行政文書欄に記載し行った非開示決定の処分は、審査請求人が指摘した理由の通り不当処分である。本件審査請求人が特定した上で請求した文書を適切に全部開示されるよう求める。 (2)審査請求した文書を、実施機関は「審査会への諮問等」の条例で規定されている横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ1か月以内に行う。」の通り諮問されていない不作為がある。
			令和2年 11月26日	旧条例 第9条	令和3年 1月6日	当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号により、非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。
2	3032	令和2年1月30日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者へ送付された文書を「起案し、文書を経伺し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写し」	令和2年 11月6日	非開示	令和2年 11月30日	(1)実施機関が「別紙のとおり」と請求文書を開示請求に係る行政文書欄に記載し行った非開示決定の処分は、審査請求人が指摘した理由の通り不当処分である。本件審査請求人が特定した上で請求した文書を適切に全部開示されるよう求める。 (2)審査請求した文書を、実施機関は「審査会への諮問等」の条例で規定されている横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ1か月以内に行う。」の通り諮問されていない不作為がある。
			令和2年 11月26日	旧条例 第9条	令和3年 1月6日	当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号により、非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。
3	3033	令和2年2月7日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者へ送付された文書を「起案し、文書を経伺し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写し」	令和2年 11月6日	非開示	令和2年 11月30日	(1)実施機関が「別紙のとおり」と請求文書を開示請求に係る行政文書欄に記載し行った非開示決定の処分は、審査請求人が指摘した理由の通り不当処分である。本件審査請求人が特定した上で請求した文書を適切に全部開示されるよう求める。 (2)審査請求した文書を、実施機関は「審査会への諮問等」の条例で規定されている横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ1か

						月以内に行う。」の通り諮問されていない不作為がある。
			令和2年 11月26日	旧条例 第9条	令和3年 1月6日	当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号により、非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。
4	3034	令和2年2月25日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者へ送付された文書を「起案し、文書を経伺し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写し」	令和2年 11月6日	非開示	令和2年 11月30日	(1)実施機関が「別紙のとおり」と請求文書を開示請求に係る行政文書欄に記載し行った非開示決定の処分は、審査請求人が指摘した理由の通り不当処分である。本件審査請求人が特定した上で請求した文書を適切に全部開示されるよう求める。 (2)審査請求した文書を、実施機関は「審査会への諮問等」の条例で規定されている横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ1か月以内に行う。」の通り諮問されていない不作為がある。
			令和2年 11月26日	旧条例 第9条	令和3年 1月6日	当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号により、非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。
5	3035	令和2年2月28日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長へ請求者が開示請求した文書に対し、決定通知書を「起案し、文書を経伺し、裁決した決裁印押印文書写し」	令和2年 11月6日	非開示	令和2年 11月30日	(1)実施機関が「別紙のとおり」と請求文書を開示請求に係る行政文書欄に記載し行った非開示決定の処分は、審査請求人が指摘した理由の通り不当処分である。本件審査請求人が特定した上で請求した文書を適切に全部開示されるよう求める。 (2)審査請求した文書を、実施機関は「審査会への諮問等」の条例で規定されている横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ1か月以内に行う。」の通り諮問されていない不作為がある。
			令和2年 11月26日	旧条例 第9条	令和3年 1月6日	当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号により、非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。
6	3036	令和2年3月30日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長へ請求者が手交した文書を「起案し、文書を経伺し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写	令和2年 11月6日	非開示	令和2年 11月30日	(1)実施機関が「別紙のとおり」と請求文書を開示請求に係る行政文書欄に記載し行った非開示決定の処分は、審査請求人が指摘した理由の通り不当処分である。本件審査請求人が特定した上で

		し」				請求した文書を適切に全部開示されるよう求める。 (2) 審査請求した文書を、実施機関は「審査会への諮問等」の条例で規定されている横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ1か月以内に行う。」の通り諮問されていない不作為がある。
			令和2年 11月26日	旧条例 第9条	令和3年 1月6日	当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号により、非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。
7	3037	令和2年11月2日付請求者が開示請求した文書に対し、決定通知書を「起案した文書を経伺し、決裁された文書写し」	令和2年 11月26日	非開示	令和2年 12月25日	(1) 実施機関は、開示請求に係る行政文書欄、請求外事象を表題に記載し請求文書に相違して行った非開示決定は不当。請求文書を全部開示されるよう求める。 (2) 請求した文書を、「審査会への諮問等」の条例で規定されている1か月以内に行うを順守し、横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問されるよう求める。
			令和2年 12月14日	旧条例 第9条	令和3年 2月1日	当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号により、非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。
8	3038	令和2年2月28日付請求者が開示請求した文書に対し、決定通知書を「起案し、文書を経伺し、裁決した決裁印押印文書写し」	令和3年 3月3日	非開示	令和3年 3月22日	(1) 処分を取り消すとの裁決を求める。 (2) 請求した文書を開示しないであることを、横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問されるよう求める。
			令和3年 3月17日	旧条例 第9条	令和3年 4月14日	当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号により、非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年1月6日 (答申第3031号から第3036号まで) 令和3年2月1日 (答申第3037号)	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年3月1日 (答申第3031号から第3037号まで)	・審査請求人から意見書を受理
令和3年4月14日 (答申第3038号)	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年5月6日 (答申第3038号)	・審査請求人から意見書を受理
令和5年9月7日 (第23回第四部会)	・審議
令和5年10月5日 (第24回第四部会)	・審議